

投票日は7月6日 農業委員会委員一般選挙

7月19日で任期満了となる庄原市農業委員会委員一般選挙を6月29日(日)告示、7月6日(日)投票の日程で行います。

この選挙は、市の農業に関する諸課題の解決に向けて、中心的役割を担う農業委員を選ぶ、身近で重要な選挙です。明るく正しい選挙を実現しましょう。

選挙すべき委員の定数は合計35人で、各選挙区の区域、定数は次のとおりです。

選挙区	区域	定数
第1	旧庄原市・旧総領町	15
第2	旧西城町	5
第3	旧東城町	7
第4	旧口和町	3
第5	旧高野町	3
第6	旧比和町	2

●投票日時

7月6日の7時から18時まで。ただし、一部の投票所で19時まで投票ができます。

なお、候補者数がその選挙区の定数を超えないときは、投票を行いません。投票を行う場合、入場券を有権者の皆

さんへ7月1日ごろに郵送する予定です。

●投票所

市内76カ所。投票所は入場券に記載しています。

この選挙は、一般の選挙とは投票区域が異なる地域があります。また、今回の選挙から投票区の統合をしているため、投票所が変わる地域もあります。

入場券に記載している投票所名をよく確認して、所定の投票所に行くようご注意ください。

●有権者

この選挙は、平成20年1月1日現在で、農家の皆さんから提出された申請書に基づいて審査、調製し、3月31日確定した農業委員会委員選挙人名簿を使用します。このため、この選挙人名簿に登録されている人しか投票できません。

次に該当する人は、選挙人名簿に登録されていませんので、ご承知ください。○本年1月に農業委員会へ名

簿登録の申請書を提出していない農家世帯の人

○非農家世帯、耕作面積10アール未満の農家世帯の人

○農業委員会への手続きを行わないで、第三者所有の10アール以上の農地を借りて耕作している農家世帯の人

また、選挙人名簿に登録していても、次に該当する人は投票できません。

○名簿登録後に市外転出、非農家世帯へ市内転居した人

○名簿登録後に農地の賃貸などにより、耕作面積10アール未満となった農家世帯の人

●期日前投票

投票日当日に、投票所へ行くことができない一定の事由があれば、6月30日から7月5日までの間、期日前投票ができます。

このほか、不在者投票指定施設(病院・老人ホームなど)での不在者投票も可能となっています。

●開票

7月6日の投票終了後、選挙区ごとに開票を行います。

●問い合わせ

選挙管理委員会事務局
☎0824731126

庄原市は遺跡の宝庫

土木工事の前に市へ協議!

生涯学習課文化振興係 ☎0824-73-1189



小学生が川西町大仙2号遺跡を見学

市内には、約2200カ所もの遺跡があり、全国有数の遺跡の密集地として知られています。遺跡は土地に埋蔵された文化財なので「埋蔵文化財まいざうぶんかざい」と呼ばれ、すべての埋蔵文化財が、文化財保護法による保護の対象となります。

一方、私たちの身の回りでは、道路や建物の建設工事、携帯電話のアンテナ工事、水道工事や電柱工事など、私たちの暮らしを良くしていくためのさまざまな土木工事が行われています。

もしも、「埋蔵文化財包蔵地」で工事が計画されたとき、場合によっては、工事を延期・中断して、遺跡の記録保存のための発掘調査をしなければならないこともあります。

教育委員会では、開発工事の予定地内に埋蔵文化財包蔵地があるかどうかを確認するための現地調査や、試掘調査をしています。土木工事の計画がある事業主は、早めに教育委員会へ協議してください。